

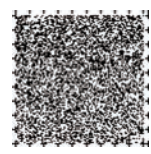
パンフレット

障害者自立支援法

使ってみよう新しい制度



厚生労働省



このマークは
目が不自由な人などが
つか、おんせい
使う音声コードです。

障害者自立支援法は、
障害のある人もない人も
安心して暮らすことができるような
地域をつくることを
目的にしています。

この法律は、あなたが希望する場所で暮らせるように、応援します。
この法律は、あなたが仕事ができるように、応援します。
この法律は、あなたがいきいきと活動できるように、応援します。

全国のすべての町に、相談支援専門員がいます。あなたの希望、
あなたの不安、わからないことがあれば、相談してください。



このパンフレットは、社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会によせられた、
たくさんの意見をもとにつくられました。

作成・発行 厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

ホームページ：http://www.mhlw.go.jp

R100

PRINTED WITH
SOY INK

この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆インキ」を使用しています。

どんなサービスがあるの？ 障害者自立支援法で使えるサービスにはつぎのようなものがあります。

介護給付

● 居宅介護 (ホームヘルプ)



ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。
ヘルパーが、あなたのできないことを、手伝ってくれます。
●着替えや入浴の手伝い ●食事の用意 ●部屋の掃除
や洗濯の手伝い など

● 重度訪問介護



ヘルパーが、体に重い障害のある人の家に来て、日常
生活や、外出の手伝いをしてくれます。

● 行動支援



重い障害のある人のことをよくわ
かっているヘルパーがそばにいて、
安心して外出し活動できるよう、支援
してくれます。

● 重度障害者等 包括支援



重い障害のある人が、生活するために必要なサービス
を、組み合わせて使うことができます。
●重度訪問介護と短期入所
●生活介護と共同生活介護 など

● 児童デイサービス



障害のある子どもたちのためのデイサービスです。

● 短期入所 (ショートステイ)



家族に用事があるときなどに、施設に短期間とまるこ
とができます。

● 療養介護



重い障害のある人が、入院して医療を受けながら、日
常生活の手伝いを受けることができます。

● 生活介護



施設で、日中活動の支援を受けるこ
とができます。
●入浴、トイレ、食事の手伝い
●作業 など

● 施設入所支援



日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことが
できます。

● 共同生活介護 (ケアホーム)



障害のある人たちが、アパートや家で一緒に暮らし
ます。世話人や生活支援員から、日常生活の手伝いを受
けることができます。
●入浴、トイレ、食事の手伝い ●お金の管理 など

訓練等給付

● 自立訓練(機能訓練)



体に障害のある人が、体をうまく動かすことがで
きるように、訓練を受けることができます。

● 自立訓練(生活訓練)



障害のある人が、地域での生活で困らないように、
自分で身の回りのことをする訓練を、受けるこ
とができます。

● 就労移行支援



会社に就職するための訓練を、受けることができ
ます。仕事探しの相談にも、のってもらえます。

● 就労継続支援



会社以外の場所で、支援を受けながら働くことが
できます。

● 共同生活援助 (グループホーム)



障害のある人たちが、アパートや家で一緒に暮らし
ます。世話人から、日常生活の手伝いを受ける
ことができます。
●お金の管理 ●食事の用意 など

地域生活支援事業

市区町村ではこんなサービスも行っています。

● 相談支援

困ったことがあるときや、新しくサービスを利用したい
ときに、相談にのってくれます。

● 移動支援(ガイドヘルプ)

ヘルパーが、外出する手伝いをしてくれます。

● 地域活動支援センター

障害のある人が、日中活動の支援をしてもらえます。
●生活上の相談 ●スポーツ、レクリエーション、
焼き物、絵を描く など

● 福祉ホーム

障害のある人が、一人で住める家です。日常生活の手伝
いしてもらえます。

その他にも、「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「訪問入浴サービス事業」など、
いろいろあります。くわしくは、役所の人か、相談支援専門員に聞いてください。

